

議案第12号

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の7 政令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（説明） 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）により都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）が改正されたことに伴い、公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を定めるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区立公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p><u>(公園施設に関する制限)</u></p> <p><u>第2条の7 政令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	